

大阪市市民活動推進助成事業における「一般型」と「特定事業支援型」の違い（概要の比較）

分類	一般型	特定事業支援型
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 市の地域課題等の解決を目的とし、<u>事業開始等から5年未満の</u>公益的な事業。<u>過去に本補助金の交付を受けていない事業に限る。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 市の地域課題等の解決を目的とする公益的な事業。 <u>事業開始等からの時期の制限、過去の本補助金実績の制限は「なし」。</u>
補助期間	<ul style="list-style-type: none"> <u>最長で連続する3年まで。</u> (助成にかかる審査は1年ごとに実施) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>補助期間の制限は「なし」。</u> (助成にかかる審査は1年ごとに実施)
補助上限額	<ul style="list-style-type: none"> 1事業あたり<u>100万円</u>。(補助対象経費の50%以内) 	<ul style="list-style-type: none"> 1事業あたり<u>300万円</u>。(補助対象経費の50%以内)
活用する寄附金 (補助金交付の財源)	<ul style="list-style-type: none"> 寄附者が支援したい「<u>活動分野</u>」を指定して本市（区政推進基金（市民活動支援型））に寄附された寄附金。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附者が支援したい「<u>特定の活動事業（有識者による選定会議を経て選定）</u>」を指定して本市（区政推進基金（市民活動支援型））に寄附された寄附金。
団体自身での 寄附募集の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>活動分野</u>」を指定した寄附金が補助金交付の財源となるため、<u>助成決定団体は、自身での寄附募集・広報活動の実施は「不要」。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>特定事業</u>」を指定した寄附金が補助金交付の財源となるため、<u>助成決定団体自身で、積極的に寄附募集・広報活動の実施が「必要」。</u> ※交付を受けようとする補助金の目標額（補助上限額は上記参照）に達した時点で、寄附金の募集を終了。 •なお、募集期間において目標額を達成せず、<u>寄附金額が目標額を下回る場合は、当該寄附金額が補助金額の上限となる。</u>

※本資料は、各助成枠の違いを示す「概要の比較資料」です。

「特定事業支援型」の詳細については、「令和8（2026）年度大阪市市民活動推進助成事業（特定事業支援型）募集要項」をご確認ください。